

「投資一任口座約款」新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第4条（有価証券の保護預り等） この約款に特に定めのない限り、投資一任取引口座における有価証券の保護預り等については、「保護預り約款」「株式等振替決済口座管理約款」「一般債振替決済口座管理約款」「振替決済口座管理約款」「投資信託受益権振替決済口座管理約款」「<u>特定口座約款</u>」「<u>特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款</u>」の定めるところによります。</p> <p>第6条（解約事由） （2）①投資一任契約が解約された場合。</p> <p>⑤（削除） 以下、号数を繰り上げる</p> <p>第7条（サービス内容等の変更） 当社は、<u>投資一任取引に関連するサービス等を変更する場合には、あらかじめその内容をウェブサイトで掲示するなど、当社の定める方法によりお知らせします。なお、変更の内容が軽微なものと判断される場合には、お知らせしないことがあります。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 (2019年3月25日)</p>	<p>第4条（有価証券の保護預り等） この約款に特に定めのない限り、投資一任取引口座における有価証券の保護預り等については、「保護預り約款」「株式等振替決済口座管理約款」「一般債振替決済口座管理約款」「振替決済口座管理約款」「<u>投資信託受益権振替決済口座管理約款</u>」の定めるところによります。</p> <p>第6条（解約事由） （2）①<u>お客様とMSV社との間の投資一任契約に基づき、お客様の申し出によらず投資一任契約が解約された場合。</u> ⑤お客様がこの約款の改定に同意されない場合。</p> <p>第7条（サービス内容等の変更） 当社は、<u>お客様に通知することなく、投資一任取引に関連するサービス等を変更することがあります。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 (平成30年7月2日)</p>	<p>（変更）</p> <p>（変更）</p> <p>（削除）</p> <p>（変更）</p>